

南相馬市移住相談窓口等業務委託公募型プロポーザル実施要項

本プロポーザルは、南相馬市令和 8 年度当初予算の成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、南相馬市議会において当初予算案が否決された場合には、委託契約を締結しないものとします。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために出した費用（準備行為を含む）提供した知見の対価等については、一切補償しません。

1. 目的

若い世代や子育て世代を中心に、本市が移住先として選択されるよう、本市の魅力ある働き方や暮らし方の認知と関心向上を図るために情報発信や移住相談窓口等の体制強化、移住体験事業等を実施し、移住・定住の促進を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

（1）業務名

南相馬市移住相談窓口等業務委託

（2）業務内容

別紙「南相馬市移住相談窓口等業務委託仕様書」のとおり

（3）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

（4）担当部局

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地（北庁舎 1 階）

南相馬市 商工観光部 移住定住課

電話 0244-24-5269

FAX 0244-23-7420

E-mail ijuteiju@city.minamisoma.lg.jp

（5）委託契約限度額

70,228,400 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. プロポーザル方式の導入のねらい

若い世代や子育て世代を中心に、本市が移住先として選択されるよう、本市の魅力ある働き方や暮らし方の認知と関心向上を図るために情報発信や移住相談窓口等の体制強化、移住体験事業等を実施し、移住・定住の促進を図ることを目的とする。

そのため、画一的な仕様書に基づく価格の比較ではなく、情報発信やイベント等の企画立案から運営等の実績やノウハウ、首都圏等とのネットワークを有する事業者から企画提案書を徴し、その内容を勘案して評価するプロポーザル方式を採用することで効果的

な業務の実施を目指すもの。

4. スケジュール・事務手順

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

項目	日程
プロポーザル公募要項の公開	令和8年 2月 6日（金）
参加申込みの受付	令和8年 2月 6日（金）から 令和8年 2月20日（金）午後5時必着
質問書の受付	令和8年 2月 6日（金）から 令和8年 2月20日（金）午後5時必着
質問書への回答期限	令和8年 2月24日（火）
企画提案書の受付	令和8年 2月 6日（金）から 令和8年 3月 6日（金）午後5時必着
参加資格の有無の回答	令和8年 2月24日（火）
ヒアリング及びプレゼンテーション	令和8年 3月11日（水）

5. 選定方式

公募型プロポーザル方式

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とし、本提案に基づく業務内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であることとする。

- (1) 令和7・8年度南相馬市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日から入札執行の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年南相馬市告示第4号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) (1)の名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、参加申込書の受付期限までに受理を受けたものであること。
- (3) 南相馬市内に本社又は支社若しくは営業所を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた者を除く。）
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなさ

- れている者でないこと(南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた者を除く。)
- (7) 南相馬市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成18年1月1日訓令第30号)に定める指名回避措置要件に該当していないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書の提出時点で、履行期限までの間に、指名停止を受けている期間がないこと。
- (9) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (10) 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

7. 参加申込方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。提出の受付時間は平日の午前9時～午後5時とする。

(1) 提出書類

公募型プロポーザル方式参加申込書(様式1)
会社概要書(様式2)およびパンフレット等(パンフレット等がない場合は不要)
市町村民税過去2年分に関する納税証明書(写し可)
本店および直近の支店等における市町村民税(東京23区においては都民税)完納証明でも可
消費税に関する納税証明書(写し可)
税務署発行「その3.未納税額のない証明書(その3の2、その3の3でも可)」
各証明書は、発行官公署において定めた様式によりますが、証明書発行日は提出日前3か月以内のものを提出すること。

令和7・8年度南相馬市入札参加資格審査申請書受理票(写し)

本プロポーザルへの応募のため新たに入札参加資格申請を行う事業者においては、入札担当課への本プロポーザルの申請期限である令和8年2月20日(金)までに郵送等により入札参加資格取得の手続きは終えたものの、市からのが届かず提出期限までに準備ができないなどの事態が想定されることから、のみ提出が遅れる場合に限り、の提出期限は令和8年3月2日(月)までとする。

その際は、提出遅延理由を明確にし、担当部局への連絡を行うこと。

また、提出期限以降に手元にが届いた際には、提出に先立ち電子メール等において速やかに提出すること。

- (2) 提出期限 令和8年2月20日(金)午後5時(必着)
(3) 提出部数 各1部とする。
(4) 提出先 南相馬市商工観光部 移住定住課(北庁舎1階)
(5) 提出方法 持参又は郵送(郵便の場合は、当日必着)
郵送の場合は、書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利

用し、外封筒の表に「南相馬市移住相談窓口等業務公募型プロポーザル参加申込書在中」と朱書きにて明記すること。

- (6) 参加資格を満たさないと判断される者には、令和 8 年 2 月 24 日(火)までに通知する。
- (7) 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について、令和 8 年 2 月 27 日(金)までに書面(様式は自由とする。ただし、A4 判とする。)により説明を求めることができる。
- (8) 市は、説明を求められたときは、令和 8 年 3 月 3 日(火)までに説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (9) 参加受付後に「6. 参加資格要件」の要件を欠く事実が発覚した時は、プロポーザルへの参加を取り消すものとする。

8. 質疑応答について

提案を行うにあたり疑義が生じた場合の質疑応答は、次のとおりとする。

- (1) 様式
様式は質問書(様式 3)を使用する。
- (2) 照会先
南相馬市商工観光部 移住定住課
電話番号 0244-24-5269
電子メールアドレス ijuteiju@city.minamisoma.lg.jp
- (3) 照会方法
(2) 照会先の電子メールアドレスへ電子メールでの送付
未受領防止のため提出を行った旨を電話で連絡すること。
- (4) 照会期限
令和 8 年 2 月 20 日(金)午後 5 時まで
これ以後の質疑は受け付けない。
- (5) 回答方法
質問書受け取り後、令和 8 年 2 月 24 日(火)までにホームページに掲載し、回答する。
質問に対する回答は、本要領およびその他配布された提供資料の配布追加または修正とみなす。
- (6) その他
審査委員の役職、氏名に関する質問には一切応じない。
他の参加事業者に関する質問には一切応じない。
審査の経過およびその内容に関しての問い合わせ、審査結果に対する異議申し立てには一切応じない。

9. 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加申込をした者は、企画提案書を次のとおり提出すること。企画提案書は、PRしたいポイントや記載内容・背景等の提案趣旨を明確にし、業務仕様書に基づき作成すること。

(1) 提出書類

ア. 企画提案書（任意様式）

別紙「南相馬市移住相談窓口等業務委託仕様書」の要件を満たす、次の内容に基づく企画提案を行うこと。また、「10. 審査方法および審査基準」により評価が可能な内容で企画提案をすること。

- ・企画コンセプト

- 業務の趣旨及び目的に対する理解

- 業務に取り組む意欲

- 企画内容の基本的な考え方（コンセプト）

- ・企画内容（具体的な内容）

- プロモーション事業

- 移住相談窓口運営事業（交流・関係性構築、職業紹介）

- 移住関連イベント等の企画運営事業

- ・業務工程

- 業務実施における全体工程

- ・実施体制

- 実行組織・人員体制

- 市内の交流・移住促進業務に取り組む団体等との連携協力体制

- ・その他提案事項

- その他、提案できる事項について記載する。

- ・会社概要

企画提案書の様式は以下のとおりとすること。

- ・日本工業規格A4用紙を横に使用し、長辺綴じとする。当該規格を超える大きさの用紙を使用する場合は折り込み等によりA4サイズ以下に収まるようにすること。

- ・企画提案書の表紙には、「南相馬市移住相談窓口等業務委託に係る企画提案書」及び社名を記載すること。

- ・表紙を除くページにページ番号を入れること。

イ 同種又は類似業務等の実績一覧表（様式4）

企画提案内容に関連する直近5年間の業務等の実績を記載すること。

ウ 見積書

「2.(2)業務内容」に記載する業務に要する全ての額を計上した見積書（様式5）を提出すること。見積書には、消費税及び地方消費税を含む金額（100分の10を加算した金額）を記載すること。

見積金額について、工程ごとの項目を明示した、できるだけ詳細な内訳書（任意様式）を添付すること。

見積書は、封筒に封入・封緘をして1部提出すること。

（2）留意事項

提案書は1者につき1案とする。

提出された書類は返却しない。

提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは原則として認めない。

企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込および企画提案等を無効とする。

提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

提出された書類は、審査目的に使用するほか、契約の相手方に選定された場合には契約書類の一部として使用することがあります。それ以外の目的では使用しない。

提出された提案書類等は、南相馬市情報公開条例（平成18年南相馬市条例第22号）の対象行政情報となるため、公開される可能性がある。

見積額は本業務において、最も優秀な企画提案を行った候補者（優先交渉業者）を選定するためのものであり、本業務の契約額ではない。

業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできない。

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

提案者が本プロポーザルに要したすべての費用は当該提案者の負担とする。

（3）提出期限及び提出方法

提出部数　・電子データ CD-R　1部

　・紙媒体　9部（ただし、見積書については1部のみ）

提出期限　令和8年3月6日（金）午後5時（必着）

提出方法　持参又は郵送

郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により、「公募型プロポーザル実施要領に係る企画提案書在中」と明記すること。

提出先　福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地（北庁舎1階）

　南相馬市　商工観光部　移住定住課

　電話　0244-24-5269

　FAX　0244-23-7420

　E-mail　ijuteiju@city.minamisoma.lg.jp

10. 審査基準

プロポーザルに係る審査は、別に定める「南相馬市移住相談窓口等業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」に基づく「南相馬市移住相談窓口等業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」)が行う。なお、プレゼンテーションによる審査は以下のとおりとする。

(1) プrezentation

日 時：令和8年3月11日(水)を予定

会 場：南相馬市役所

(日時・場所等の詳細については、決定次第通知する。)

(2) 実施方法

内 容：提案書に基づく説明及び審査員による質疑

時間配分：30分(プレゼンテーション20分、質疑10分)以内を予定。

(3) 審査内容

審査は、審査委員会において、下記審査基準に基づき総合的に審査する。

【審査基準】

審査項目	評価基準	点数
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none">・ターゲット層に対し訴求力の高いプロモーションの提案であるか・移住相談窓口の運営に関して市の魅力を具体的に伝えられる提案であるか・交流促進や関係性構築が期待できる提案であるか・ターゲット層に対し訴求力の高い移住・就業等関連イベント等の提案であるか・ターゲット層とのネットワークを有しており効果的かつ効率的な移住促進が期待できるか・お試しハウスの運営に関してターゲット層を受け入れるため工夫された提案であるか・首都圏等での移住促進関連業務の実績があるか・本市にとって有効な独自提案が示されており実施可能性が高い具体的な提案であるか	60点
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・ターゲット層の移住定住への考え方を理解した上で、南相馬市の魅力を的確に伝えることができる人員が配置されているか・市内の移住等促進業務に取り組む団体等との連携協力体制があるか	25点

プレゼンテーション	・資料や説明が論理的で、明瞭・簡潔なものとなっており、質疑応答が明快で迅速であるか	10点
業務経費	・見積金額は提案内容に対して適当であるか	5点

合計100点

(4) その他

合計得点が最も高い事業者が複数ある場合は、原則として委員の表決（過半数の賛成）により候補者を決定する。なお、委員の表決が同数の場合は、委員長が候補者を決定する。

提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。なお、スクリーン、プロジェクターは本市で用意するが、パソコン等は各事業者で準備すること。

事業者が1者の場合でもプレゼンテーションを実施するものとする。

プレゼンテーションは、非公開とする。

(5) 候補者の選定

平均得点が最も高い事業者を候補者に選定する。

事務局は集計結果を審査委員会に報告し、平均得点が最も高い事業者を委員の承諾を得て候補者に決定する。

平均得点が最も高い事業者が複数ある場合は、原則として委員の表決（過半数の賛成）により候補者を決定する。なお、委員の表決が同数の場合は、委員長が候補者を決定する。

選定にあたっては、合計得点が満点中の6割（100点の場合60点）以上の者とする。なお、提案が1事業者のみの場合においても同様の方法を適用する。

11. 参加者の失格または無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提案方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 本要領で規定する企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項として示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) プrezentationに出席しなかった場合（指定された時間に遅れた場合を含む）
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか本要領に違反すると認められる場合

1 2 . 結果の公表

- (1) 市長は、審査委員会の報告に基づき、受注候補者を特定する。
- (2) 結果は、提案者全員に対し、令和8年3月（予定）に「公募型プロポーザル方式結果通知書」にて通知する。
- (3) 結果は、令和8年3月（予定）に南相馬市ホームページにより公表する。
- (4) 結果等に対し、提案者の異議申立ては一切認めない。

1 3 . 次順位者の繰り上げ

受注候補者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、評価等が上位であった者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとする。

1 4 . 事前協議

受注候補者に決定した事業者は、南相馬市と企画提案書をもとに契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、改めて見積書を提出する。なお、見積額は、原則として提案書の提案価額の範囲内とする。

1 5 . 契約

「1 4 . 事前協議」による協議に基づき、契約書を作成し、契約の締結を行う。

1 6 . 提案書の取扱い

- (1) 受注候補者が提案した書類等は全て、南相馬市に帰属することとする。
- (2) 南相馬市は、受注候補者の提案に含まれる特許権、意匠権、商標権等を無償で使用できることとする。

1 7 . その他特記事項

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提案書の作成のために南相馬市が配布した資料は、南相馬市の承諾なく公表、使用することはできない。
- (3) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を提出すること。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格者名簿に登載されても指名を見合せることもあるため留意すること。
- (6) 参加表明書の提出以降に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する

る手続きの参加資格を失うものとする。

- (7) 提案者が本プロポーザルに要したすべての費用は当該提案者の負担とする。
- (8) 令和 7・8 年度南相馬市入札参加有資格者名簿に登録していない者の入札参加資格審査申請の受付方法については、18. 入札参加資格申請受付に関する事項を参考とすること。
- (9) 本業務については、令和 8 年度福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備) の交付決定を前提として公募するものであり、交付決定が得られなかったときは公募を中止または延期する場合もある。

18. 入札参加資格申請受付に関する事項

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

「令和 7・8 年度南相馬市入札参加資格審査申請の手引(物品・役務の提供)」を確認のうえ、申請書類を「(5) 提出先及び問い合わせ先」まで持参又は郵送すること。

「申請書」及び「申請の手引き」については、本市ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請受付期間

令和 8 年 2 月 6 日(金) から令和 8 年 2 月 20 日(金) 午後 5 時まで(必着)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 申請受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く)

(4) 申請に関する留意点

申請の際は、「南相馬市移住相談窓口等業務委託プロポーザル」に関する申請書提出である旨を明記すること。

実績については、申請書提出日を基準日として作成すること。

(5) 申請の担当課及び問合せ先

〒 975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地(本庁舎 3 階)

南相馬市 総務部 財政課契約係

電話：0244-24-5225

FAX：0244-24-5214